

平成26年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| 議案番号 | 議案の名称 | 審査結果 | 採決日 |
|--------|-------------------------------|--------------|------|
| 議案第17号 | 平成26年度宝塚市水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | 3月6日 |
| 議案第18号 | 平成26年度宝塚市下水道事業会計予算 | 可決 (全員一致) | |
| 議案第26号 | 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第27号 | 宝塚市立公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第28号 | 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第29号 | 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第30号 | 宝塚市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第32号 | 損害賠償の額の決定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第35号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第36号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第37号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第38号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第39号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第40号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第41号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |
| 議案第42号 | 市道路線の認定について | 可決 (全員一致) | |

| | | | |
|--------|------------------|--------------|------|
| 議案第43号 | 市道路線の認定変更について | 可決 (全員一致) | 3月6日 |
| 議案第44号 | 農作物共済に係る無事戻しについて | 可決 (全員一致) | |

審査の状況

① 平成26年 3月 3日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

② 平成26年 3月 6日 (議案審査)

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 石倉 加代子 伊福 義治
 大島 淡紅子 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠

③ 平成26年 3月24日 (委員会報告書協議)

- ・出席委員 ◎たぶち 静子 ○伊藤 順一 伊福 義治 大島 淡紅子
 坂下 賢治 中野 正 藤本 誠
- ・欠席委員 石倉 加代子

(◎は委員長、○は副委員長)

議案番号及び議案名

議案第17号 平成26年度宝塚市水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、水道事業収益49億8,842万8,000円、水道事業費用65億832万9,000円で収支差引△15億1,990万1,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入10億7,338万3,000円、資本的支出33億743万2,000円、収支差引△22億3,404万9,000円で、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する。

主な建設改良事業は、管路更新事業に2億7,000万円、基幹施設耐震化事業に2億1,400万円。企業債は、建設改良事業に限度額5億4,100万円を定める。

また、経営安定化のため、一般会計から補助を受ける金額は1,510万5,000円。

論点 1 地方公営企業会計改正における今後の影響

<質疑の概要>

問1 地方公営企業会計改正により、経営自体は変わらないが、数字上の損益が多く出ている。今後の損益の推移の見込みはどうか。

答1 地方公営企業会計改正への移行のため、平成26年度だけは支出が多く計上され大きく赤字となっているが、平成27年度以降の収支シミュレーションでは過年度損益修正損の一括計上がなくなるため、3億円程度黒字となる見込み。ただし、現金を伴わない過年度損益修正損がなくなるということで、必ずしも資金的に黒字ということではない。

問2 未収金、不納欠損、貸倒引当金の関係について、貸倒引当金の考え方は。

答2 今回の改正により、貸倒引当金の計上が義務化された。貸倒引当金は不納欠損の過去3カ年の実績に基づき算出しており、年度ごとに未収金が4~4.5億円ある。そのうち不納欠損が年度ごとに600~700万円程度と、未収金の約1.5%を占めているため、その割合をもって貸倒引当金を700万円とし今回計上している。

論点 2 財務体質の改善策等について

<質疑の概要>

問1 分担金収益の今後の予測は。

答1 開発の減少に伴い逡減していくと考えている。

問2 分担金が減っていくことに対し、どこで収益を確保していくのか。

答2 収益については、今後給水量の減により料金増も見込めず、一般会計からの繰り入れも逡減している。今回の地方公営企業会計の改正により人件費の取り扱いが変わり、人件費が多く計上されているが、実態は1億円余の減となっており、将来的

にも人件費をはじめとした経費の削減に努めたい。

問3 今後、施設の集約化に伴う建てかえなど資金が必要となるが、今の財務体質で建てかえ等は出来るのか。料金値上げの見込みは。

答3 現在、給水収益による収益の考え方では赤字だが、ここ数年は留保資金がありながらの料金改定は、理論的に考えられない。

問4 実際儲かっていない会社が収益の上がる見込みもないまま建てかえを検討するという事はいかなるものか。

答4 建物の耐震強度を考えると今すぐにでも対応しなければならない。利用者には、なぜ今建てかえが必要かということをも十分説明した上で対応していきたい。

問5 水道事業会計から投資として下水道や病院の企業会計に長期貸付を行っているが、本来は経営にあっふあっふしている企業には投資はしない。全体を考えると投資せざるを得ないのだろうが、下水道や病院の財政的な問題の先送りにしかならないのではないのか。

答5 企業間での公金の出入りについて、資金に余裕があれば、一定整理をした上で、グループ間で貸借することには、グループファイナンスとしてメリットがあると考えている。市中金利で借り入れたり預けたりするよりは有利で、少しでもメリットがあるかどうかを勘案したうえで、長期プライムレートにあわせて有利子で貸し出している。

問6 病院事業には前回より7億円減の6億円、下水道事業には6億円の長期貸し付けをそれぞれ行っているが、水道企業として、病院、下水道の各会計が健全だから資金を貸していると考えていいのか。企業会計としての考え方は。

答6 両会計とも健全かどうかと問われれば必ずしも健全会計ではないが、グループファイナンスという考え方の中で、貸し倒れには絶対にならないという信頼関係の中での投資と考えている。

問7 鉛管と耐震化の平成26年度の進捗予定は。

答7 鉛管については平成24年度決算では9.6%残っており、平成26年度には8.7%と0.9ポイント進めたい。

管路の耐震化についても、実施計画に沿って予定通り進めていく。

問8 予想される南海トラフ沖地震による被害や復旧の状況の想定は。

答8 具体的な計画はないが、阪神・淡路大震災を期に策定した宝塚市水道地震対策指針に基づき対応していくことを考えている。

問9 人件費が将来的に削られていく中、阪神・淡路大震災当時は多くの職員が対応していた。災害発生時、民間委託で対応できるのか。財政健全化で人を減らしていつて対応がきちんとできるのか。

答9 人数的には限界に近いと考えており、今後は再任用職員の活用などで、費用面での人件費を抑えていく考えである。また、窓口業務を一括委託しているが、それ以外は基本的には直営で考えていきたい。また、水道事業については、宝塚市単独ではなく、日本水道協会を通じ全国的な応援体制が整っているため、今後もその方向で対応していきたい。

自由討議 なし

討 論 なし

審査結果 可決（全員一致）

議案番号及び議案名

議案第18号 平成26年度宝塚市下水道事業会計予算

議案の概要

収益的収入及び支出の予定額は、下水道事業収益44億3,826万7,000円、下水道事業費用48億8,142万1,000円で収支差引△4億4,315万4,000円。資本的収入及び支出の予定額は、資本的収入15億3,326万8,000円、資本的支出34億4,770万6,000円、収支差引△19億1,443万8,000円で、資本的収支不足額は損益勘定留保資金等で補填する。

主な建設改良事業として、雨水整備事業に1億5,490万円、汚水整備事業に1億5,650万円を計上。企業債は、下水道事業に限度額12億4,370万円を定める。

また、経営安定化のため、一般会計から補助を受ける金額は7億8,547万4,000円。

論点 1 地方公営企業会計改正における今後の影響

<質疑の概要>

問1 未収金、不納欠損、貸倒引当金の関係について、貸倒引当金の考え方は。

答1 水道事業会計と同じく不納欠損の過去3カ年の実績に基づき算出、貸倒引当金を400万円として今回計上している。

論点 2 財務体質の改善策等について

<質疑の概要>

問1 資金残高が平成26年度末に700万円程度しか残らないような経営で、料金改定等の話は聞かれないが今後の予定は。

答1 資金残高の見込みを平成26年度末にぎりぎり黒字化するよう借入金額を設定している。また、料金改定も含め、平成26年度内に宝塚市上下水道事業運営審議会に諮問し、受益者負担のあり方や市民サービスの向上について、経営改善の方策など多角的に審議していただくこととしている。

問2 企業会計ベースでいけば値上げしかないが、あくまでも公営企業会計であり、一般会計からの繰り入れという考え方もある。税金をどこから取ってきてどう配分するかということと受益者負担の問題である。宝塚市は高地も多くインフラ整備にお金がかかっており、そういったことも審議会に伝えて審議してほしいがどうか。

答2 雨水は公、汚水は私という全国的な考え方もある。平成18年度から一般会計からの繰り入れを減らしており、当初の資金は枯渇してきており、最後には使用料も考えていかなければならない。今がスタートであり、改めて周知し、ご理解いただけるよう努めたい。

問3 公営企業会計のそれぞれの独立性が求められている中、グループファイナンスの

考え方は古いのでは。そのあり方についてどう考えているのか。

答3 グループファイナンスに全てを委ねることによって、安易な経営になることについては慎まなければならない。貸し出す側は余裕資金があれば、借り入れる側は財務の動向を見て借り入れざるを得ない資金の調達先の対象として検討するということであり、経営健全化の指標は厳しく、基本的な改革は頑張っていかなければならないと考えている。

| | |
|------|----------|
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

議案番号及び議案名

議案第26号 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

開発行為により本市に帰属した売布4丁目第2公園、中筋山手4丁目公園、武庫山2丁目第3公園、小浜第4公園、伊子志第4公園及び山手台東5丁目芝桜公園の6箇所を新たに都市公園とし、適正な管理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

また、公園における自動販売機の設置を許可するに当たり自動販売機の設置者の決定については、競争原理を導入することにより使用料の増収を図るため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 公園のあり方について

<質疑の概要>

問1 開発ガイドラインには提供公園の定義については「平坦地」とある。斜面地が多く敷地面積に含まれている公園があるが、それでいいのか。

答1 公園の定義は基本的には平坦地であるため、今後できるだけ平坦地を広く取れるよう開発事業者をお願いしていきたい。

問2 公園内の遊具の設置は誰が決定しているのか。また、公園の完成後に遊具の設置は可能か。

答2 遊具の設置については、開発事業者と市が協議して決定している。公園完成後の遊具設置については、安全領域が確保できれば後からでも設置できる。

問3 名称に地域名が多いが、もっと宝塚らしい名前のつけ方はできないのか。

答3 わかりやすいことから地域名が含まれる場合が多いが、市の開発公園については、地域の意見を聴いて検討している。また、地元の承認が得られた場合は名称変更は可能である。

問4 開発の申し訳程度の公園が多い。構想の段階から特色のある公園として地域で取り組むことは出来ないのか。

答4 出来るだけ地域の声を反映できるよう、対応など検討したい。

問5 ランニングコストの問題や、誰が使うのかといった寂れた公園もある。使用頻度の調査が必要ではないか。

答5 協議は行っている。地域に親しまれる公園であるのかなど、点検していきたい。

問6 以前、委員会として、開発地区に隣接する公園があれば、提供公園の位置を検討

| | |
|---|----------|
| <p>し、合体させて広くしてはどうかと意見したことがあるが、状況は。</p> <p>答6 提供公園については面積の小さいところが多いため、隣接地が開発される場合には公園の位置について開発業者と協議を行っている。</p> <p>問7 自動販売機等の設置について、電気設備引き込み費用は誰が負担するのか。</p> <p>答7 電気設備引き込み費用については、市が負担している。</p> <p>問8 植栽の管理について、害虫対策等の周知は行われているのか。</p> <p>答8 害虫駆除の薬剤散布については予定日等を近隣住民へ周知している。</p> | |
| 自由討議 | なし |
| 討論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|----------|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第27号 宝塚市立公衆便所設置条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| <p>阪急電鉄株式会社が平成25年12月21日に阪急中山駅を中山観音駅に名称変更したことに伴い、本市が同駅前に設置している阪急中山駅前公衆便所の名称を中山観音駅前公衆便所に変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。</p> | |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | なし |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|----------------------|---|
| 議案番号及び議案名 | 議案第28号 宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案の概要 | 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成26年4月1日に施行されることに伴い、本市の消防事務に係る手数料について、政令に規定する手数料の標準の額に合わせるため、条例の一部を改正しようとするもの。 |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 今回の改正に伴い影響を受ける市内の実態は。</p> <p>答1 市内80事業所151施設に影響がある。</p> <p>問2 該当施設について立入検査等の実態は。</p> <p>答2 予防課が所管しており、定期的に立入検査を行っている。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第1回（3月）定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|----------|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第29号 宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議案の概要 | |
| 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令が、平成26年4月1日に施行されることに伴い、台所に設置する住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する規定を整備するため、条例の一部を改正しようとするもの。 | |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | なし |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決（全員一致） |

平成26年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|----------------------|--|
| 議案番号及び議案名 | 議案第30号 宝塚市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について |
| 議案の概要 | <p>第3次地方分権一括法が平成26年4月1日に施行され、消防組織法の一部が改正されることに伴い、条例を制定しようとするもの。</p> <p>条例の内容は、消防組織法において、政令で定めることとされている市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を、条例で定めることとされたため、これらに関する規定を定めるもの。</p> |
| 論 点 | なし |
| <質疑の概要> | <p>問1 消防長の資格については政令に準じているとのことだが、具体的に第2条の2がそれにあたるのか。</p> <p>答1 政令では市町村長の直近下位の内部組織の長の職とあり、本市は部長制を敷いていることから部の長の職とした。</p> |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決(全員一致) |

平成26年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|--|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第32号 損害賠償の額の決定について | |
| 議案の概要 | |
| 市道の傾斜部に設置していた鋼製グレーチングの滑り止め加工が磨耗していたため、雨で濡れた同グレーチング上で滑り、転倒したことにより、負傷した事故に対する損害賠償の額を115万1,346円に決定しようとするもの。 | |
| 論 点 損害賠償の妥当性 | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 市内の危険箇所の把握はどのようにしているのか。 |
| 答1 | 職員が市内に出たときの目視や市民からの通報等もある。今後も市民から情報を得ながら適切に管理していきたい。 |
| 問2 | 過失割合はどのように決定されたのか。 |
| 答2 | 本件については、事故の一報が入り担当者が現場を確認。当該グレーチングに市が滑り止め加工を施しており、危険箇所との認識があることから弁護士や保険会社の担当者も立会いの上、類似事例も参考に過失割合を決定した。 |
| 問3 | 個人的にはグレーチングは危険だと考えているが、認識は人それぞれ。当該地は本当に危険であり、もっと工夫できないか。 |
| 答3 | ふたの改良なども検討している。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | 可決(全員一致) |

| | |
|--|---|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第35号 | 市道路線の認定について |
| 議案第36号 | 市道路線の認定について |
| 議案第37号 | 市道路線の認定について |
| 議案第38号 | 市道路線の認定について |
| 議案第39号 | 市道路線の認定について |
| 議案第40号 | 市道路線の認定について |
| 議案第41号 | 市道路線の認定について |
| 議案第42号 | 市道路線の認定について |
| 議案第43号 | 市道路線の認定変更について |
| 議案の概要 | |
| (議案第35号～第42号) | |
| 都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、市道路線の新規認定をしようとするもの。 | |
| (議案第43号) | |
| 都市計画法第40条第2項による土地の帰属により、隣接地の宅地開発行為が完了したことに伴う当該隣接地内の区間を追加するため、市道路線の認定変更をしようとするもの。 | |
| 論 点 | 市道路線認定の妥当性 |
| <質疑の概要> | |
| 問1 | 市道として広い階段を認定する際の考え方は、雨水の逃げ場などが必要ではないか。 |
| 答1 | 階段を市道として認定する際には、頂上部道路に側溝があるなど階段に雨水が流入しないような道路構造であるよう指導している。 |
| 問2 | 雨水の流入だけでなく、広い踊り場には水がたまる場合もあり危険では。 |
| 答2 | 考え方を整理したい。 |
| 問3 | 今回認定される道路上に見られるグレーチングの安全性は。 |
| 答3 | 勾配が平坦であり当初はすべり止め加工をしていなかったが、現在はすべり止め加工を施している。 |
| 自由討議 | なし |
| 討 論 | なし |
| 審査結果 | |
| 議案第35号 | 可決(全員一致) |

| | |
|--------|-----------|
| 議案第36号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第37号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第38号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第39号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第40号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第41号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第42号 | 可決 (全員一致) |
| 議案第43号 | 可決 (全員一致) |

平成26年第1回(3月)定例会 産業建設常任委員会報告書

| | |
|---|--|
| 議案番号及び議案名 | |
| 議案第44号 農作物共済に係る無事戻しについて | |
| 議案の概要 | |
| 平成26年度において、平成23年度から平成25年度までの水稲に係る農作物共済について、対象予定者を201人、総額の限度額を34万6,000円として、無事戻しをしようとするので、宝塚市農業共済条例第36条第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。 | |
| 論 点 なし | |
| <質疑の概要> | |
| 問1 共済掛け金や無事戻し金の算出方法は。 | |
| 答1 農作物共済の水稲にかかる掛け金は、農業災害補償法や市農業共済条例に基づき、耕地ごとに定められている基準収穫量に補償割合をかけるなどして算出された共済金額に、農林水産大臣が定めた掛け金率を乗じるなどして算出される。 | |
| また、無事戻し金は過去3年間の掛け金総額の2分の1から過去3年間に受け取った共済金総額と過去2年間で受け取った無事戻し金の合計を差し引いた額となっている。 | |
| 自由討議 なし | |
| 討 論 なし | |
| 審査結果 可決(全員一致) | |

